

# 結婚された方へお知らせ

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に結婚された方へ、住宅購入費などの助成を行っています。

## ● 助成の内容

### ○対象世帯

- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に結婚した世帯のうち、以下のどちらも満たす世帯

1. 婚姻日における年齢が、夫婦共に39歳以下
2. 夫婦の前年の所得の合計が、500万円未満

※貸与型奨学金の返済をされている場合は、年間返済額が所得より差し引かれます。

### ○助成対象となる費用

- ・住宅の購入費や家賃、引越し費用等（詳しくは裏面をご覧ください）

### ○助成限度額

- ・婚姻日時点における年齢が夫婦共に29歳以下の場合：60万円まで
- ・上記以外の場合：30万円まで

## ● 申請手順

- ① 上記条件に当てはまる場合は、対象費用を支払い、領収書等を用意する。
- ② 本紙下部にあるQRコードを読み取り、必要事項を入力
- ③ 必要に応じて添付書類を郵送または直接窓口まで提出してください。

※必要書類等については裏面に記載されています。

## ● その他

- ・令和7年3月ごろに結婚された方や、上記期間内に助成対象となる費用の支払いがなかった方等につきましては、申請前に下記問い合わせ先へのご連絡願います。
- ・上記期間内に結婚・申請をし、助成決定を受けた世帯のうち、助成金額が上限額に達していない世帯につきましては、上限額との差額分を次年度へ繰り越すことができます（1年のみ）。

《問い合わせ先》

\* 蘭越町住民福祉課 社会福祉係  
0136-55-6436



## ● 助成対象となる費用

○住宅購入費    ○家賃・敷金・礼金    ○共益費    ○仲介手数料

○引越し費用    ○リフォーム費用

※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分は対象外です。

※リフォーム費用のうち、次の費用は対象外です。

- ・賃貸住宅に係る工事費用    ・倉庫又は車庫に係る工事費用
- ・門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用
- ・エアコン、洗濯機等の家電購入又は設置に係る費用

## ● 助成対象期間

○上記費用の支払いが結婚に起因する場合は、婚姻届提出前であっても、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った費用を対象とします。

※結婚に起因する費用とは？

→例えば、結婚後に暮らす住宅の改修や、結婚後に暮らす住宅の確保のために支払った費用のこと。どちらかが賃貸で住んでいたところに結婚後に同居する形だと、対象となるのはあくまで結婚後からの費用になります。

## ● 必要書類

○全員に共通するもの

- ・所得証明書    ・貸与型奨学金の返還額がわかる書類（対象者のみ）
- ・婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類

※4月～5月中に申請される場合、令和5年1月1日時点での住所が蘭越町にない方については、前住所地より所得証明書を取得、提出してください。また、6月以降に申請をされる場合でも、令和6年1月1日時点での住所が蘭越町にない場合も同様に、前住所地より所得証明書を取得、提出していただきます。

※婚姻日時点での住所が蘭越町にない場合は、住民係にて戸籍謄本を取得、提出していただきます。

※令和5年1月1日以前より蘭越町にお住いの場合は、所得証明書及び婚姻日等が確認できる書類の提出は必要ありません。

○対象費用ごとに必要なもの

- ・物件の売買契約書    ・物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書
- ・物件の購入に係る領収書    ・家賃を支払ったことがわかる書類
- ・住宅手当支給証明書等    ・引越しに係る領収書
- ・住宅のリフォームに係る工事の請負契約書又は請書及び支払の内容がわかる領収書等の写し    ・その他、助成対象となる費用に係る領収書等

## ● 申請にあたっての注意事項

- 住宅の購入にあたり、仲介手数料が発生した場合は、住宅購入費と合算して入力してください。
- 住宅の賃貸にあたり発生した共益費については、家賃月額に合算して入力してください。また、賃貸契約の際に発生した仲介手数料及び入居の際に支払った敷金、礼金につきましては、助成対象期間内に支払っている場合は助成対象となりますので、それぞれ個別に入力してください。
- 住宅の賃貸による家賃等の支払を助成対象として申請される場合、入力に際し以下の注意事項があります。
  - ▶基本的には結婚してからの費用が対象となりますが、結婚に起因する費用については、婚姻届提出前であっても対象となります。
  - ▶入力していただく内容は、助成対象期間内に支払った家賃等が何月分から何月分までかとなっています。
    - ※例：令和6年5月1日に結婚、申請を令和7年3月に行うとし、助成対象期間内に支払った家賃等が令和6年4月分～令和7年2月分までだった場合  
→基本的には令和6年5月分～令和7年2月分までとなります。ただし、上記記載のとおり、4月分の家賃が結婚に起因する費用と認められる場合は、令和6年4月分～令和7年2月分までとなります。
  - ▶助成金額が上限額に達していない場合は、1年間のみ上限額との差額分が次年度へ繰越となりますが、その際の助成対象期間は次年度の1年間(4月～3月)となりますので、3月までに支払った分につきましては、年度内に申請してください。

◎本事業の性質上、賃貸による家賃等の支払いを助成対象として申請される場合、申請時期が3月ごろになると予想されますので、助成を受けられる場合は、忘れずに申請いただきますよう、お願いいたします。